

# 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (第 37 号議案)

## 【学校教育職員】

### 1 改正の背景

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 68 号）の施行による学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）等の改正に伴い、規定を整備する必要があるほか、東京都の教育管理職に係る給与制度の見直しを踏まえ、固有教員の給料表を改める必要がある。

### 2 改正の概要

#### (1) 主務教諭の追加

学校教育法の改正により、新たな職として、児童等の教育をつかさどり、教育活動に関し総合的な調整を行う主務教諭が新設されたことに伴い、条中で規定する学校教育職員の定義において、主務教諭の文言を追加する。

なお、品川区では、東京都に準じて、一般の教諭とは職務の困難度・職責が異なる職として、3 級職にあたる主任教諭を既に設置しており、運用上は引き続き主任教諭の名称で扱うものとする。

#### (2) 管理職給料表の改定

管理職（5 級職および 6 級職）の給料表について、東京都の教育管理職に係る給与制度の見直しを踏まえ、給料月額の初号水準を引き上げる改定を行う。

#### (3) 管理職員特別勤務手当の改正

管理職員特別勤務手当について、週休日等以外の日の支給対象時間を拡大する改正を行う。

### 3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	現行
<p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この条例において、学校教育職員（以下「職員」という。）とは、品川区立小学校、中学校および義務教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、<u>主務教諭</u>、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭および講師（常時勤務の者および地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に限る。）のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する者以外の者をいう。</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第23条 第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時または緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日または休日（次項において「週休日等」という。）に<u>勤務をした場合は</u>、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第13条第1項の規定により、教育委員会が代休日を指定し当該代休日に<u>勤務しなかった場合には</u>、管理職員特別勤務手当は支給しない。</p> <p>2 前項本文に規定する場合のほか、第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）</u>であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務をした場合は</u>、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して<u>人事委員会の承認を得て規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額</u>）とする。</p> <p>(1) 第1項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て規則</p>	<p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この条例において、学校教育職員（以下「職員」という。）とは、品川区立小学校、中学校および義務教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭および講師（常時勤務の者および地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に限る。）のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する者以外の者をいう。</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第23条 第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時または緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日または休日（次項において「週休日等」という。）に<u>勤務した場合は</u>、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第13条第1項の規定により、教育委員会が代休日を指定し当該代休日に<u>勤務しなかった場合には</u>、管理職員特別勤務手当は支給しない。</p> <p>2 前項本文に規定する場合のほか、第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間</u>であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務した場合は</u>、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第1項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て規則</p>

改正後	現行
<p>定める額</p> <p>(2) 前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て規則で定める額 (第4項省略)</p>	<p>で定める額 (当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)</p> <p>(2) 前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て規則で定める額 (第4項省略)</p>
<p style="text-align: center;">付 則 (施行期日)</p>	
<p>1 <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u> (号給の切替え)</p>	
<p>2 <u>この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、改正前の学校教育職員の給与に関する条例別表第1に定める給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が付則別表に掲げられている職務の級であったものの施行日における号給(次項および同表において「新号給」という。)は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級および同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。</u> (施行日前の異動者の号給の調整)</p>	
<p>3 <u>施行日前に職務の級を異にする異動をした職員および特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の承認を得て品川区教育委員会規則(以下「規則」という。)で定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が施行日において当該異動または当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の承認を得て規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</u> (復職等の日における号給調整の特例)</p>	
<p>4 <u>施行日の前日から引き続き休職中等(学校教育職員の初任給、昇格および昇給等に関する規則(平成21年品川区教育委員会規則第5号)第16条の規定による休職中、配偶者同行休業中、育児休業中、大学院修学休業中、</u></p>	

改正後	現行																												
<p>外国派遣中または停職中をいう。以下同じ。) の者のうち、休職中等の期間の初日から施行日の前日までの間に学校教育職員の初任給、昇格および昇給等に関する規則第2条第3号に規定する昇給日がある職員の施行日後の復職した日、職務に復帰した日または再び勤務するに至った日における号給は、施行日に復職等をしていただければ決定されていた号給に調整する。 (施行日と同日に昇格等をする場合の号給決定)</p> <p>5 施行日と同日に昇格、降格、昇給、降給または転職等をする場合の号給決定は、付則別表による切替えを行った後の号給を基礎として行うものとする。 (委任)</p> <p>6 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。</p>																													
付則別表 (省略)	付則別表 (省略)																												
別表第1 (省略)	別表第1 (省略)																												
別表第2 (第6条関係)	別表第2 (第6条関係)																												
<p>学校教育職員給料表等級別基準職務表</p> <table border="1" data-bbox="165 978 1081 1256"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>助教諭また養護助教諭の職務</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>教諭または養護教諭の職務</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>主務教諭の職務</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>主幹教諭または指導教諭の職務</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>副校長の職務</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>統括副校長の職務</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	基準となる職務	1級	助教諭また養護助教諭の職務	2級	教諭または養護教諭の職務	3級	主務教諭の職務	4級	主幹教諭または指導教諭の職務	5級	副校長の職務	6級	統括副校長の職務	<p>学校教育職員給料表等級別基準職務表</p> <table border="1" data-bbox="1171 978 2087 1256"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>助教諭また養護助教諭の職務</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>教諭または養護教諭の職務</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>主任教諭の職務</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>主幹教諭または指導教諭の職務</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>副校長の職務</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>統括副校長の職務</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	基準となる職務	1級	助教諭また養護助教諭の職務	2級	教諭または養護教諭の職務	3級	主任教諭の職務	4級	主幹教諭または指導教諭の職務	5級	副校長の職務	6級	統括副校長の職務
職務の級	基準となる職務																												
1級	助教諭また養護助教諭の職務																												
2級	教諭または養護教諭の職務																												
3級	主務教諭の職務																												
4級	主幹教諭または指導教諭の職務																												
5級	副校長の職務																												
6級	統括副校長の職務																												
職務の級	基準となる職務																												
1級	助教諭また養護助教諭の職務																												
2級	教諭または養護教諭の職務																												
3級	主任教諭の職務																												
4級	主幹教諭または指導教諭の職務																												
5級	副校長の職務																												
6級	統括副校長の職務																												

別表第1 (第6条関係)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	203,700	241,600	296,600	318,600	442,100	455,000
	2	205,100	243,900	298,400	320,400	443,900	456,900
	3	206,600	246,100	300,100	322,200	445,600	458,800
	4	208,100	248,300	301,800	324,000	447,300	460,700
	5	209,600	250,500	303,500	325,900	449,000	462,500
	6	211,500	252,700	305,300	327,700	450,700	464,400
	7	213,400	254,900	307,000	329,500	452,400	466,300
	8	215,300	257,100	308,700	331,300	454,100	468,200
	9	217,200	259,300	310,400	333,200	455,700	470,000
	10	219,300	261,100	312,200	335,200	457,400	471,900
	11	221,400	262,800	314,000	337,300	459,100	473,800
	12	223,600	264,500	315,800	339,400	460,800	475,700
	13	225,700	266,200	317,500	341,500	462,400	477,500
	14	228,100	268,000	319,300	343,600	464,000	479,300
	15	230,500	269,800	321,100	345,800	465,600	481,100
	16	232,900	271,500	322,900	348,000	467,100	482,900
	17	235,300	273,200	324,700	350,100	468,600	484,700
	18	237,800	275,100	326,600	351,900	470,000	486,400
	19	240,300	277,000	328,600	353,700	471,400	488,100
	20	242,800	278,800	330,600	355,400	472,800	489,800
	21	245,300	280,600	332,600	357,100	474,200	491,500
	22	246,100	282,200	334,400	358,900	475,500	493,200
	23	246,800	283,700	336,200	360,600	476,800	494,900
	24	247,500	285,200	337,900	362,300	478,100	496,500
	25	248,200	286,600	339,600	364,000	479,400	498,100
	26	249,000	288,100	341,300	365,800	480,600	499,700
	27	249,800	289,600	343,000	367,500	481,700	501,400
	28	250,500	291,000	344,700	369,200	482,700	503,000
	29	251,200	292,400	346,300	370,900	483,700	504,600
	30	252,000	293,800	347,900	372,600	484,600	506,300
	31	252,800	295,300	349,600	374,300	485,500	507,900
	32	253,600	296,800	351,200	376,000	486,300	509,500
	33	254,300	298,200	352,800	377,700	487,100	511,000
	34	255,200	299,700	354,400	379,400	488,000	512,600
	35	256,100	301,100	356,100	381,100	488,800	514,200
	36	256,900	302,500	357,700	382,800	489,500	515,700
	37	257,700	303,900	359,300	384,500	490,200	517,100
	38	258,600	305,300	360,900	386,200	490,800	518,300
	39	259,500	306,700	362,500	387,900	491,400	519,400
	40	260,400	308,100	364,100	389,600	491,900	520,500

41	261,200	309,400	365,700	391,300	492,400	521,600
42	262,300	310,800	367,200	393,000	492,900	522,500
43	263,400	312,200	368,700	394,600	493,400	523,400
44	264,500	313,600	370,200	396,200	493,900	524,100
45	265,600	314,900	371,700	397,800	494,400	524,800
46	266,500	316,300	373,200	399,400	494,900	525,500
47	267,400	317,700	374,700	401,000	495,400	526,200
48	268,300	319,000	376,200	402,500	495,900	526,800
49	269,100	320,300	377,700	404,000	496,400	527,400
50	270,000	321,700	379,200	405,500	496,900	528,000
51	270,900	323,000	380,700	407,000	497,400	528,600
52	271,700	324,300	382,200	408,500	497,900	529,100
53	272,500	325,600	383,600	410,000	498,400	529,600
54	273,400	327,000	385,000	411,400	498,900	530,100
55	274,200	328,300	386,500	412,800	499,400	530,600
56	275,000	329,600	387,900	414,200	499,900	531,100
57	275,800	330,900	389,300	415,600	500,400	531,600
58	276,600	332,300	390,600	416,900	500,900	532,100
59	277,400	333,600	391,900	418,200	501,400	532,600
60	278,200	334,900	393,200	419,500	501,900	533,100
61	279,000	336,200	394,400	420,700	502,400	533,600
62	279,800	337,500	395,500	421,900	502,900	534,100
63	280,600	338,800	396,500	423,200	503,400	534,600
64	281,400	340,000	397,500	424,400	503,900	535,100
65	282,100	341,200	398,400	425,600	504,400	535,600
66	282,900	342,400	399,300	426,800		
67	283,700	343,600	400,100	428,000		
68	284,400	344,800	400,900	429,200		
69	285,100	345,900	401,600	430,300		
70	285,900	347,000	402,400	431,400		
71	286,600	348,100	403,100	432,500		
72	287,300	349,100	403,800	433,600		
73	288,000	350,100	404,400	434,700		
74	288,800	351,100	405,000	435,700		
75	289,500	352,100	405,500	436,700		
76	290,200	353,100	406,000	437,700		
77	290,900	354,000	406,400	438,600		
78	291,600	354,900	406,900	439,500		
79	292,300	355,800	407,300	440,400		
80	293,000	356,700	407,700	441,300		
81	293,700	357,500	408,100	442,100		
82	294,400	358,300	408,600	442,900		
83	295,100	359,000	409,000	443,700		
84	295,800	359,700	409,400	444,400		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

85	296,400	360,400	409,700	445,000		
86	297,100	361,100	410,100	445,500		
87	297,800	361,700	410,500	445,900		
88	298,400	362,200	410,900	446,300		
89	299,000	362,700	411,300	446,700		
90	299,700	363,200	411,700	447,200		
91	300,300	363,800	412,100	447,600		
92	300,900	364,300	412,500	448,000		
93	301,500	364,800	412,900	448,300		
94	302,100	365,300	413,300	448,700		
95	302,700	365,800	413,700	449,100		
96	303,300	366,300	414,100	449,500		
97	303,900	366,800	414,500	449,900		
98	304,600	367,300	414,900	450,300		
99	305,200	367,800	415,300	450,700		
100	305,700	368,200	415,700	451,100		
101	306,200	368,600	416,100	451,500		
102	306,900	369,100	416,500	451,900		
103	307,500	369,500	416,900	452,300		
104	308,000	369,900	417,300	452,700		
105	308,500	370,300	417,700	453,100		
106	309,000	370,700	418,100	453,500		
107	309,600	371,100	418,500	453,900		
108	310,100	371,500	418,900	454,300		
109	310,600	371,800	419,200	454,700		
110	311,100	372,200	419,600	455,100		
111	311,600	372,500	419,900	455,500		
112	312,100	372,800	420,300	455,900		
113	312,600	373,100	420,700	456,300		
114	313,100	373,500	421,100	456,700		
115	313,600	373,800	421,500	457,100		
116	314,000	374,100	421,900	457,500		
117	314,400	374,400	422,200	457,900		
118	314,900	374,800	422,600	458,300		
119	315,300	375,100	422,900	458,700		
120	315,700	375,400	423,300	459,100		
121	316,100	375,700	423,700	459,500		
122	316,500	376,100	424,100	459,900		
123	316,900	376,400	424,400	460,300		
124	317,300	376,700	424,800	460,700		
125	317,600	377,000	425,200	461,100		
126	318,000	377,400	425,600	461,500		
127	318,300	377,700	426,000	461,900		
128	318,600	378,000	426,400	462,300		

129	318,900	378,300	426,700	462,700		
130	319,300	378,700	427,100	463,100		
131	319,600	379,000	427,500	463,500		
132	319,900	379,300	427,900	463,900		
133	320,200	379,600	428,200	464,300		
134	320,500	380,000	428,600			
135	320,900	380,300	429,000			
136	321,200	380,600	429,400			
137	321,500	380,900	429,700			
138	321,900	381,300	430,100			
139	322,200	381,600	430,500			
140	322,500	381,900	430,800			
141	322,800	382,200	431,100			
142	323,200	382,500	431,500			
143	323,500	382,800	431,900			
144	323,800	383,100	432,200			
145	324,100	383,400	432,500			
146	324,500	383,700	432,900			
147	324,800	384,000	433,300			
148	325,100	384,300	433,600			
149	325,400	384,600	433,900			
150	325,800	384,900				
151	326,100	385,200				
152	326,400	385,500				
153	326,700	385,800				
154	327,000	386,100				
155	327,300	386,400				
156	327,600	386,700				
157	327,900	387,000				
158	328,200	387,300				
159	328,500	387,600				
160	328,800	387,900				
161	329,100	388,200				
162	329,400	388,500				
163	329,700	388,800				
164	330,000	389,100				
165	330,300	389,400				
166	330,600	389,700				
167	330,900	390,000				
168	331,200	390,300				
169	331,500	390,600				
170		390,900				
171		391,200				
172		391,500				

	173		391,800				
	174		392,100				
	175		392,400				
	176		392,700				
	177		393,000				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		231,800	272,300	291,700	310,700	342,900	414,300

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級および6級である職員の給料月額は、この表の額に24,800円をそれぞれ加算した額とする。

付則別表（付則第2項関係）

号給の切替表

給料表の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	5級	6級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	1
19	1	1
20	1	1
21	1	1
22	1	2
23	1	3
24	1	4
25	1	5
26	1	6
27	1	7
28	1	8
29	1	9
30	1	10
31	1	11
32	1	12
33	1	13
34	1	14
35	1	15
36	1	16
37	1	17
38	2	18
39	3	19
40	4	20
41	5	21
42	6	22
43	7	23
44	8	24
45	9	25
46	10	26
47	11	27
48	12	28
49	13	29
50	14	30
51	15	31
52	16	32
53	17	33
54	18	34
55	19	35
56	20	36

57	21	37
58	22	38
59	23	39
60	24	40
61	25	41
62	26	42
63	27	43
64	28	44
65	29	45
66	30	46
67	31	47
68	32	48
69	33	49
70	34	50
71	35	51
72	36	52
73	37	53
74	38	54
75	39	55
76	40	56
77	41	57
78	42	58
79	43	59
80	44	60
81	45	61
82	46	62
83	47	63
84	48	64
85	49	65
86	50	
87	51	
88	52	
89	53	
90	54	
91	55	
92	56	
93	57	
94	58	
95	59	
96	60	
97	61	
98	62	
99	63	
100	64	
101	65	